

## 取手地方広域下水道組合告示第40号

### 令和5・6年度競争入札参加資格申請及び資格審査について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、第167条の5第1項及び第167条の11第1項、第2項並びに取手地方広域下水道組合契約規則（平成24年規則第8号）第2条の規定により準用する取手市契約規則（昭和58年規則第14号。以下「契約規則」という。）第4条第1項、第21条の規定に基づき、令和5・6年度において取手地方広域下水道組合が発注する工事又は製造の請負、設計・測量・地質調査等の業務委託、物品の買入れ及び売払いその他の契約に係る競争入札に参加する者の必要な資格並びにその基本的事項及び申請に関する事項を次のとおり定めたので、契約規則第4条第2項の規定により告示する。

令和4年12月21日

取手地方広域下水道組合  
管理者 藤井信吾

## 第1 競争入札に参加することができない者

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定により入札に参加させないこととされた者で、同項の期間を経過していない者
- 3 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者並びに同法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない者
- 4 測量にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- 5 建築士事務所にあつては、建築士法（昭和25年法第202号）第23条第1項の規定による登録を受けてない者
- 6 不動産鑑定業者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- 7 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定による土地家屋調査士名簿に登録を受けていない者
- 8 司法書士にあつては、司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項の規定による司法書士名簿に登録を受けていない者
- 9 計量証明事業所にあつては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けていない者
- 10 物品の納入及び役務の提供等の業者にあつては、営業を行うにつき法令の規定により許認可を必要とする場合においては、当該許認可を受けていない者
- 11 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款に協同受注についての定めがない者
- 12 国税、茨城県税、取手市税又はつくばみらい市税を納付していない者
- 13 銀行取引停止を受ける等経営状況が著しく不健全であると認められた者
- 14 申請書及びその添付書類に虚偽の申請をした者又は重要な事項について記載をしなかった者
- 15 営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者
- 16 建設工事の場合にあつては、加入義務のある「雇用保険」、「健康保険」

及び「厚生年金保険」(以下「社会保険等」という。)に加入していない者

## 第2 競争入札参加に必要な資格に係る基本的事項

- 1 工事又は製造の請負、設計・測量・地質調査等の業務委託、物品・役務の提供等の契約に係る競争入札参加者に必要な資格は次に掲げる事項を審査する。

- (1) 客観的審査事項

- ア 建設工事

- a 経営規模

- 完成工事高(業種別)

- 自己資本額(=純資産額)

- 利払前税引前償却前利益

- その他社会性等

- b 経営状況

- 純支払利息比率

- 負債回転期間

- 売上高経常利益率

- 総資本売上総利益率

- 自己資本対固定資産比率

- 自己資本比率

- 営業キャッシュフロー(絶対額)

- 利益剰余金(絶対額)

- 外資の状況

- 主要取引金融機関

- c 技術力

- 技術職員数(業種別)

- 元請完工高(業種別)

- d その他

- 労働福祉の状況

- 建設業の営業年数

- 防災活動への貢献の状況

- 法令遵守の状況

- 建設業の経理関する状況

## 研究開発の状況

工事請負の客観的事項の審査は建築業法第27条の23の規定に基づき、行政庁（国又は県）が行う「経営事項審査」と、登録経営状況分析機関が行う「経営状況分析」からなる経営規模等評価結果の数値を採用する。

### イ 設計・測量・地質調査等の業務委託

#### a 経営規模

業種別年間平均実績高  
資本金及び自己資本額  
常勤職員の数

#### b 経営状況

総資本純利益率  
流動比率  
自己資本固定比率  
外資の状況  
主要取引金融機関

#### c 技術力・信用等

営業年数  
技術職員の数  
登録・免許又は許可等

### ウ 物品・役務の提供等

#### a 経営規模

種別年間平均実績高  
資本金及び自己資本額  
常勤職員の数

#### b 経営状況

総資本純利益率  
流動比率  
自己資本固定比率  
外資の状況  
主要取引金融機関

#### c 技術力・信用等

営業年数  
主要設備の規模  
登録・免許又は許可等

## (2) 主観的審査事項

取手地方広域下水道組合が発注する請負工事の工事成績及び業務委託検査結果並びに物品検収結果を参考とする。

(3) 納税状況の審査

国税、茨城県税、取手市税又はつくばみらい市税の納税状況について審査する。

- 2 審査の結果を総合的に勘案して種類毎に分類し、土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・ほ装工事・造園工事については等級格付をする。

### 第3 競争入札参加資格審査申請書の提出

1 申請の時期及び送付先

(1) 申請の時期

管外業者 全業種 令和5年2月1日（水）から  
令和5年2月10日（金）まで  
管内業者 全業種 令和5年2月8日（水）から  
令和5年2月17日（金）まで

(2) 申請方法

全業者（管内・管外問わず）郵送又は信書便による提出のみ。  
（管外業者は、令和5年2月10日当日消印有効）  
（管内業者は、令和5年2月17日当日消印有効）

(3) 送付先

〒302 - 8558  
茨城県取手市小文間173番地  
取手地方広域下水道組合 総務課 契約検査係

2 申請書記載事項の基準日

(1) 工事又は製造の請負

申請書提出日の直前の営業年度の終了日（経営規模等評価結果通知書等の審査基準日と同じ）とする。

(2) 設計・測量・地質調査等の業務委託

申請書提出日の直前の営業年度の終了日とする。

(3) 物品・役務の提供等

令和5年1月1日とする。

### 3 申請書の提出

- (1) 電算入力用紙
- (2) 競争入札参加資格審査申請書(実印捺印)
- (3) 印鑑証明書(原本又は写し)
- (4) 委任状(年間委任する場合のみ)
- (5) 使用印鑑届(実印と異なる場合のみ)
- (6) 主要取引金融機関一覧
- (7) 営業所一覧表
- (8) 経営規模等評価結果通知書等の写し
- (9) 社会保険等の加入が確認できる書類(経営規模等評価結果通知書等にて確認できない場合のみ)
- (10) 社会保険等の加入義務がないことの誓約書(経営規模等評価結果通知書等にて確認できない場合のみ)
- (11) 工事経歴書(直前2年)
- (12) 測量等実績調書(直前2年)
- (13) 物品・役務の提供等実績調書(直前2年)
- (14) 技術職員名簿
- (15) 登録・免許又は許可等一覧
- (16) 許可・登録証明書又は免許証等の写し(該当する場合)
- (17) 技術者経歴書
- (18) 財務諸表(決算書・直前1年間)
- (19) 納税証明書(原本又は写し)
- (20) 登記簿謄本(原本又は写し)個人の場合は身分証明書
- (21) 建設業退職金共済事業加入証明書等の写し
- (22) 代理店・特約店証明書
- (23) 取扱品目一覧表(物品等のみ)

注 土木関係コンサルタント・地質調査又は補償コンサルタントの登録規程に基づく登録業者であるときは「現況報告書の写し」を添付することにより、「測量等実績調書」「技術者経歴書」「財務諸表」の添付を省略しても差し支えない。

- (24) 別紙1(適格請求書発行事業者 インボイス)

## 第4 資格者名簿の登録及び有効期限

- 1 資格審査の結果、競争入札に参加する資格が認められた者については、有資格者名簿に登録する。
- 2 有資格者名簿の有効期限は、資格認定の日から令和7年3月31日までとする。ただし、次期の有資格者名簿が作成されるまで延長することができる。

## 第5 資格者名簿の公表

競争入札参加有資格者名簿を公表する。公表は閲覧とし、名簿の登載事項は、住所、商号又は名称、資本金等、年間平均完成工事高又は、年間平均実績高、職員数、及び建設工事業者の等級格付とする。

また、提出書類の記載事項について、取手地方広域下水道組合情報公開条例（平成23年条例第1号）に基づく情報開示請求がなされた場合には、同条例等に基づき対応する。

## 第6 変更等の届出

競争入札参加有資格者は、当該申請に係る事項等について変更が生じたときには、直ちにその事実を証する書類を添付して変更届を提出しなければならない。